

## 新潟県企業局管理規程第9号

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年10月14日

新潟県企業管理者 権 澤 尚

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員勤務規程（平成7年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（特別休暇）</p> <p><b>第17条</b> 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であってその出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）に当たる日から<u>当該出産の日以後1年</u>を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 5日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間</p> <p>(10)～(23) (略)</p>	<p>（特別休暇）</p> <p><b>第17条</b> 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であってその出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）に当たる日から<u>産後8週間</u>を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 5日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間</p> <p>(10)～(23) (略)</p>

### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。